

有効期間満了日 令和7年3月31日

熊生企第550号

令和5年6月26日

令和5年度「青少年の非行・被害防止全国強調月間」等への取組について（通達）

熊本県では、こども家庭庁が主唱する令和5年度「青少年の非行・被害防止全国強調月間」を受け、毎年7月から8月の2か月間を、「夏の青少年健全育成県民総ぐるみ運動」の実施期間と定め、青少年の非行・被害防止に関して、関係機関・団体等の協力を得て、県民意識の高揚、青少年の非行・被害防止への対応の強化を図ってきたところ、本年度は、別添のとおり「インターネット利用におけるこどもの犯罪被害等の防止」を最重点課題としつつ、各種取組を集中的に実施することとしている。

本県警察にあっても、運動と連動した取組を推進することとしたので、各警察署にあっては、別紙の取組方針に沿った効果的な活動を実施されたい。

取組に当たっては、今後の新型コロナウイルス感染症の状況や、これに伴う県民行動の変化等を注視しつつ、地域の実情に応じた効果的な活動に配慮されたい。

なお、本運動の期間中における取組結果については、「肥後っ子サポート教室の積極的な実施について（通達）」（令和3年3月1日付け熊少第58号）及び「生活安全警察に関する申報の業務合理化について（通達）」（令和3年3月12日付け熊生企第169号）によるほか、必要に応じて適宜申報されたい。

別紙

取組方針

実施期間	令和5年7月1日（土）から同年8月31日（木）までの間
最重点推進事項	推進内容
インターネット利用におけるこどもの犯罪被害等の防止	<p>(1) 「「青少年が安全に安心してインターネットを利用できるようにするための施策に関する基本的な計画（第5次）」の策定について（通達）」（令和3年6月23日付け熊生企第535号）に基づく、インターネットの適切な利用に関する啓発活動等の推進</p> <p>(2) 「SNSに起因する子供の性被害等防止のための広報啓発活動の推進について（通達）」（令和4年5月23日付け熊生企第452号）に基づく、注意喚起に資するサイバーパトロールの強化</p> <p>(3) 「「子供の性被害防止プラン（児童の性的搾取等に係る対策の基本計画）2022」の決定について（通達）」（令和4年6月7日付け熊生企第488号）に基づく取組を推進するほか、熊本県少年保護育成条例（少年に児童ポルノ等の提供を求める行為の禁止）の周知徹底を図る。</p>
重点推進事項	推進内容
1 有害環境への適切な対応	「少年を取り巻く有害環境浄化対策の推進について（通達）」（平成31年4月18日付け熊少第220号）に基づく取組の推進
2 少年の薬物乱用対策の推進	
3 不良行為及び初発型非行（犯罪）等の防止	<p>以下に配意し、管内の情勢に応じた取組を推進</p> <p>(1) 少年警察ボランティア等と連携した不良行為少年等の早期発見及び指導・助言の徹底</p> <p>(2) 非行防止教室等の活用や管理者対策の促進による初発型非行（犯罪）防止対策の推進</p> <p>(3) 少年を「電話で『お金』詐欺」に加担させないための啓発の徹底</p> <p>(4) 少年の立ち直り支援に向けた少年相談窓口の周知徹底</p> <p>(5) 集団的不良交友検索業務の効果的活用</p> <p>(6) 少年がSNS上における「闇バイト」等情報により重大な犯罪に加担する危険性の教育・啓発の推進</p>
4 再非行（犯罪）の防止	「非行少年を生まない社会づくりの一層の推進について（通達）」（令和4年4月7日付け熊生企第323号）に基づく取組の推進
5 いじめ・暴力行為等の問題行動への対応	「学校におけるいじめ問題への的確な対応について（通達）」（令和4年3月2日付け熊生企第144号）、「いじめ問題への的確な対応に向けた学校との連携等の徹底に関する留意事項について（通達）」（令和5年2月15日付け熊生企第98号）に基づく取組の推進